

## さいたま市告示第1111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 島忠さいたま市中央区計画

所在地 さいたま市中央区上落合八丁目903番1 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社島忠

代表者氏名 代表取締役 岡野 恭明

住所 さいたま市西区三橋五丁目1555番地

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者氏名	住所
株式会社島忠	代表取締役 岡野 恭明	さいたま市西区三橋五丁目1555番地
未定2者 (食品スーパー、調剤薬局)	未定	未定

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年3月28日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,992㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
平面 駐車場	50台
店舗2階 駐車場	90台
店舗3階 駐車場	100台
店舗4階 駐車場	96台
計	336台

#### イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗北側 駐輪場①	179台
店舗東側 駐輪場②	56台
計	235台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積	備 考
店舗北側 荷さばき施設①	135.0 m <sup>2</sup>	
店舗南側 荷さばき施設②	134.9 m <sup>2</sup>	
計	270 m <sup>2</sup>	小数点以下四捨五入

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量	備 考
廃棄物保管施設①		
店舗北側 廃棄物保管施設 a	9.75 m <sup>3</sup>	紙製廃棄物等
店舗北側 廃棄物保管施設 b	0.75 m <sup>3</sup>	金属製廃棄物等
店舗北側 廃棄物保管施設 c	0.75 m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物等
店舗北側 廃棄物保管施設 d	9.37 m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物等
店舗北側 廃棄物保管施設 e	1.80 m <sup>3</sup>	生ごみ等
店舗北側 廃棄物保管施設 f	0.75 m <sup>3</sup>	その他可燃性廃棄物等
小 計	23.17 m <sup>3</sup>	
廃棄物保管施設②		
店舗南側 廃棄物保管施設 a	3.00 m <sup>3</sup>	紙製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設 b	1.50 m <sup>3</sup>	金属製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設 c	1.50 m <sup>3</sup>	ガラス製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設 d	3.00 m <sup>3</sup>	プラスチック製廃棄物等
店舗南側 廃棄物保管施設 e	1.50 m <sup>3</sup>	生ごみ等
店舗南側 廃棄物保管施設 f	1.50 m <sup>3</sup>	その他可燃性廃棄物等
小 計	12.00 m <sup>3</sup>	
合 計	35 m <sup>3</sup>	小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分～午後9時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
店舗北側 出入口	1箇所
店舗東側 入口	1箇所
店舗東側 出口	1箇所
合計	3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

平成30年7月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成30年8月8日から平成30年12月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

#### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

#### 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年8月8日から平成30年12月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966